

『法治教育』（中国 2015）における 「侵害された人権の救済」

梅野正信

問題の所在

法に関する資料を活用した教育は、法教育研究¹⁾、法教育研究会（法務省 2003）等の成果²⁾をふまえ、2008 年度、2009 年度に改訂された学習指導要領を契機として、小中学校の社会科、高校公民科等を中心に、漸次導入されてきた。他方、中華人民共和国（以下中国）においても、法に関する資料を活用した教育は、「法治教育」の名をもって、学校教育への導入がはかられてきたが、その展開過程をみると、日本に比して格段に急速かつ徹底したものであった。

沈曉敏（2017³⁾、2020⁴⁾）は、中国における「法治教育」導入の直接的契機を、中国共産党第 18 期中央委員会第 4 回全体会議決定（2014）によるものと指摘するが、確かにこの決定には、「法治の宣伝・教育を踏み込んで展開」し、「法治教育を国民教育に組み込み、小学校、中学校、高校に法治知識のカリキュラムを設ける」⁵⁾等との指示がみえる。中国は、一文教政策として以上に、国家、国策の柱として、「法治教育」の推進を図ってきた。

中国教育部・司法部が、「青少年法治教育大綱」を策定したのは 2016 年である。ここには、「自由、平等、公正、民主、法治などの理念や憲法・

法律の内容を至上」として、「権利の保障、権力の制約、手続的正義などの法治の原則」、「権利の救済」などについて、「異なる教育段階の教育内容に全体的に配置」し、「法によって自身の行為を規範化」すること等が、指示されている。

前段に置かれた「社会主義の法治に対する忠実な崇拝者、自覚的な遵守者、堅固な防衛者となる」の文章が持つ制約はありつつも、「自由、平等、公正、民主」の学習、憲法・法を「至上」とすること、「権利の保障」「権力の制約」「権利の救済」を学習内容に含めている点は、中国の「法治教育」が市民社会の原理を習得する学習活動となる可能性を、一定程度有するものと評価できる。

中国では、2016年度以降、小学校及び中学校の教科「品德と生活」「思想品德」等は、「道徳と法治」へと改称され、当面、小学校6年・上、中学校8年・下の段階に、法治教育を集中的に配置する「法治専冊」教科書の刊行⁶⁾が始まったが、他方で、前述の第4回全体会議決定(2014)直後に刊行された「副読本」の存在が、前出沈曉敏(2017,2020)によって、指摘されている。この「副読本」については、日本でも、道徳教育の視点から中国における法治教育の展開過程と現状を詳細に分析した上藺恒太郎(2019)⁷⁾、法規範教育の観点から「家族の内容」を中心に考察した蜂須賀・王佳穎(2020)⁸⁾等の研究で、紹介と考察が行われてきたが、本稿もまた、沈曉敏(2020)、蜂須賀・王佳穎(2020)に続き、『法治教育』(人民教育出版社:2015)考察するものである。

本稿が『法治教育』(人民教育出版社:2015 以下『法治教育』)を検討対象とする理由は、中国及び日本における『法治教育』(2015)に対する評価において、教科書段階の冊子を含めた多数の「法治教育」「法治専冊」テキストの中であって、あるいは日本における法教育の現状を鑑みて、その先駆性が、必ずしも十分に評価されていないように思われることにある。

周知のごとく、日本では、教育課程(学習指導要領)の概括的な比較をもってしても、初等中等教育を通して一貫させた法に関連する教育の体系

『法治教育』(中国 2015)における「侵害された人権の救済」(梅野)

は、教科・科目はもとより、テキスト段階でも存在せず、社会科、公民科、「特別の教科 道徳」その他の教科や科目等においても、児童生徒を当事者とし、直接接点を持たせる形で「権利の保障」を意識的に取り入れた教科書は、いまだ実用に供されていない。初等中等教育段階での「権利の保障」学習を念頭においた実践的研究として、梅野正信⁹⁾、福田喜彦¹⁰⁾、新福悦郎¹¹⁾、蜂須賀洋一¹²⁾らの研究をあげることができるが、いずれも論考や書籍にとどまり、教科書や副読本の形をとるには至っていない。

『法治教育』は、中国における教科書段階のテキストを含めてみても、市民社会を根底で支える「権利の保障」学習として、実例を想定した事例、判例、判例の争点を参加型学習の形で組み入れるなど、日本ではいまだ具体化されていない初等中等教育段階の先駆的教材といえることができる。

2. 『法治教育』(人民教育出版社 2015) の内容構成と概要

『法治教育』の構成をもとに、主題名、教材の概要と特色を、表1(小学校低学年)、表2(小学校中・高学年)、表3(中学校)、表4(高校)に整理する。

下記表では、『法治教育』の資料性を重視し、主題表記は原文のまま簡体中国語を用い、概要欄に適宜和訳を加えている。各表中、左列は主題、右列は概要である。また、概要の上段にはイラストあるいは写真を《 》で示している。なお、『法治教育』には、全学年主題ごとに、1ないし複数の法律等が「法律链接」(関係する法律)欄等で引用・説明されているが、紙数の関係から省略している。

2.1 小学校低学年分冊の概要と特色

小学校低学年に対応する『法治教育』は、各分冊とも、学校生活を中心として、家庭、友達関係などの生活規範を教える内容となっており、まずイラストをもって、学校や家庭などの直接経験の範囲における基本的規範

に関わる場面を掲示し、規範の意味と意義を説明した上で、「法律链接」を通して、規範の法的根拠を解説している。小学校低学年をとりまく身近な生活環境から、法的根拠をもって規範遵守を求めているのである。

なお、各課の番号は①②、または第1課、第2課と種々表記されているが、便宜上、第1学年（第1年級）第1課（①）を「1 [1]」と表記する。

表 1-1 第1年級分冊¹³⁾の概要

主題	概要
1 [1] 五星红旗 我爱你	《国旗（五星红旗）掲揚に敬礼するイラスト等》国旗に象徴される国家への敬意を表明する必要性と意義について法的根拠をもとに説明している。
1 [2] 校园处处 有规则	《構内での正しい行動イラスト等》校内での礼儀、集団行動、放課後校庭での遊び等における規範逸脱行為を指摘させ、法的根拠を説明している。
1 [3] 平平安安 上学路	《登下校時の歩道、横断歩道を通学するイラスト等》登下校・通学路での規範的行動や危険行為を指摘し、法的根拠を説明する。
1 [4] 安全密码 心中记	《見知らぬ男性から声をかけられる児童のイラスト等》下校時見知らぬ他者から声をかけられた時の対処法として、保護者と「安全パスワード（密码）」を共有する必要性を説明している。

表 1-2 第2年級分冊¹⁴⁾の概要

主題	概要
2 [1] 和小伙伴 在一起	《車椅子を支える友人、本の貸し借り等のイラスト等》障害のある同級生が友達と（和小伙伴）助けあって学校生活を送る様子、貸し借りをめぐるルールなど、学級内でのマナーやルールを説明している。
2 [2] 尊敬父母 长辈	《家庭内での手伝いや高齢の祖父母を訪問するイラスト等》保護者・年長者の指示を守り、高齢者を尊重する姿勢の重要性を説明している。
2 [3] 文明有礼 小客人	《友人宅で騒いで親から諷められているイラスト等》友人宅を訪れた時も、その相手家庭の人、高齢者等の在宅などを考えて行動するよう礼儀とマナーを説明している。
2 [4] 集体活动 守规则	《教室等での授業、清掃など協力して分担するイラスト等》集団活動の規則を守ること、「少数は多数に従い」「個人は集団に従う」と説明している。

2.2 小学校中学年及び高学年各分冊の概要と特色

小学校中学年及び高学年の各分冊は、再現場面(場面再現)で問題となる場面をイラストで課題解説し、関連する法律(法律链接)、公的な判断(案例分析)を説明した上で、同様の課題に対する対応を問いかける活動(活動天地)を置いている。

以下、表2では、「場面再現」(場面再現)、「法律链接」(参考法令)、「案例分析」(解説)までを「再現・分析等」として、「活動天地」(学習活動)を「活動天地」と表記し、概要を整理する。

表2-1 第3年級分冊¹⁵⁾の概要

主題	概要
3 [1] 我是懂法、守法的小公民	《憲法と各法の関係図》法を理解し(是懂法)遵守する(守法)小公民と題しているが、平等権をはじめとする諸権利、祖国防衛等の義務を体系的に説明している。
3 [2] 路上的安全	《9歳児童が自転車で不法に公道を走り高齢者と接触・骨折させたイラスト等》イラストの事例と不法行為責任について説明(再現・分析等)し、類似した行為の是非を検討させている(活動天地)。
3 [3] 压岁钱的风波	《子連れれた母親がタブレットPCを店に返却に来ているイラスト等》新年にお年玉を得た(压岁钱)11歳児童が、親に無断でタブレットを購入した事例をあげて、10歳以上18歳未満の未成年は、貴重品の購入を保護者の監督下で行うこと等を説明(再現・分析等)し、金銭をめぐる自己判断の是非を検討させている。(活動天地)
3 [4] 我有上学的权利	《松葉杖(拐杖)の児童が小学校に向かうイラスト等》身体に障害のある児童の受け入れを拒否する学校の判断について、違法性を説明(再現・分析等)、児童の教育を受ける権利に関する各イラストからは是非を検討させている。(活動天地)
3 [5] 公共设施要爱惜	《児童が街灯に投石して破損させたイラスト等》公共施設・街灯を故意に破損した事例をあげて、破壊行為への罰金の支払いと被害者への補償を説明し(再現・分析等)、同様の事例に対する是非を検討させている(活動天地)。

表2-2 第4年級分冊¹⁶⁾の概要

4 [1] 个人信用不能丢	《個人信用データ登録場の写真等》兄が奨学金の返済に努力する理由を個人(個人)の信用を失うことの重大さから説明し(再現・分析等)、同様の信用を失いかねない事例を判断させている。(活動天地)
---------------	---

4 [2] 文明不是小事	《航空機の写真等》 機内で無理な要望を強要し警察に拘引された事例をあげて事件の重大性を説明(再現・分析等)し、公共の場での無責任な事例をあげて問題箇所を判断させている。(活動天地)
4 [3] 抚养权的纠纷	《乱雑な部屋で子ども一人食事をとるイラスト等》 両親の離婚による抚养権(養育権)をめぐる争い(纠纷)について、両親が応分に負担する義務を説明(再現・分析等)。その上で、祖父母の扶養について検討させている。(活動天地)
4 [4] 人人都有隐私权	《居間で父母に説明を受けているイラスト等》 友人の家庭内で起きた不幸な事実を訴えようとして、父親から、善意の救済活動でも相手のプライバシーを侵害してはならないと説明を受ける(再現・分析等)。その上でプライバシーの侵害にあたる場面を判断させている。(活動天地)
4 [5] 未成年人有著作权吗	《父母に書籍に掲載された自分の作文を見せているイラスト等》 無許可で書籍に掲載されたことに気づいた父親が著作権侵害を指摘し、出版社に謝罪と賠償が命じられたことを説明。(再現・分析等)。その上で、著作権法に抵触する場面を判断させている。(活動天地)
4 [6] 未成年人有通信自由权吗	《児童が話している電話を別の部屋で母親が聴いているイラスト等》 親に私信をみられたことに抗議した児童の事例から、小学校4年生にも通信の秘密を保持する権利(通信自由権)があることを説明(再現・分析等)し、通信自由権を侵害する行為を判断させている。(活動天地)
4 [7] 公交车上的侵权风波	《バスで女性が乗客の降車を止めているイラスト等》 バスでスマホを盗まれたため女性がある場で強硬的に乗客を拘束し調査しようとする事例について、女性には不法に他の身体を拘束する権利の無いことを解説(再現・分析等)し、子どもに対する強制的行為を含めた行為をあげて、人身の自由を侵害する(侵权)行為の有無を判断させている。(活動天地)
4 [8] 保护野生动物	《市場で販売されている野生動物(希少動物)を見ているイラスト等》 希少動物の売買が不法であることを説明(再現・分析等)し、その上で、傷ついた野生動物(野生动物)や希少動物を発見した時の保護(保护)や対応の有無について判断させている。(活動天地)

表 2-3 第 5 年級分冊¹⁷⁾の概要

5 [1] 网络游戏的诱惑	《街路で乱暴を働いているイラスト等》 オンラインゲームで負けた相手を、友人と一緒に暴行した事例をあげ、ネット利用上の留意点を説明し(再現・分析等)、ネット利用に関する調査結果をリストし、注意すべき点の確認作業を指示している。(活動天地)
5 [2] 毒品的陷阱	《「毒」の字の中から児童が外を見ているイラスト等》 父親と喧嘩し友達に誘われて麻薬を飲みはじめ、麻薬売買にまで介入したため、警察に逮捕された事例から、刑法でも重刑に該当す

	ることを説明（再現・分析等）し、その上で、カラオケ等で安易に麻薬に手を染める場面を見せながら、誘惑を断る際の自身に適した対応を選択させている。（活動天地）
5 [3] 舌尖上的安全	《道路沿いの駄菓子屋でお菓子をとりあげているイラスト等》包装や賞味期限の表記を確認せず食中毒になり、工場と販売者が過失責任を負った事例から、食品安全法にもとづく食品安全（舌尖上的安全）の重要性が説明され（再現・分析等）、その上で、食品に記載されるマークの意味を理解するよう指示している。（活動天地）
5 [4] 做聰明的消費者	《母親が靴を持って市消費者協会に相談しているイラスト等》買ってもらってすぐに靴が壊れ、販売店が対応しないため、消費者協会に訴え、謝罪と返品を得た事例が示され（再現・分析等）、その上で、賢明な（做聰明的）消費者として理解しておくべき消費者の権利、告発の手段を確認させている。（活動天地）
5 [5] 寻求司法救助	《入院した病室で母親が司法扶助の相談をしているイラスト等》医師免許を持たない者から処方を受けて薬アレルギーとなって入院した被害者が、診療所を相手に勝訴したものの、訴訟継続により困窮したため、検察から助言を受けて司法扶助（司法救助）を受けた経緯（再現・分析等）を説明し、その上で、公的機関の例や役割を解説している。（活動天地）
5 [6] 向校園欺凌说“不”	《低学年の児童が歩道で複数の上級生にいじめられているイラスト等》欺凌（いじめ）を受けた児童の親が教師に相談し、教師が指導したが、加害生徒は密告されたと思い、今度は同級生に暴行を加えた。いじめ行為は未成人犯罪法にある悪質な「不良行為」、犯罪行為であり、親と教師は即座に対応する必要のあることを解説（再現・分析等）し、いじめを止めようとする人を見た時に自身はどう行動するかと質問している。（活動天地）※ 向校園欺凌说“不”（学校のいじめ行為に「否」と言う）
5 [7] 防患于未然	《避難訓練で構内の階段を下りているイラスト等》四川地震を例に、被害者を出さなかった中学校の対応を参考に、防災・避難訓練の重要性を説明（再現・分析等）し、地震の際の適切な行動を選択させている。（活動天地）※ 防患于未然（未然に被害を防ぐ対策をとる）
5 [8] 使用规范汉字	《正しい標準の簡体字（规范汉字）が使われていない看板を児童らが指さしているイラスト等》サービス業で繁体字の使用は違法であることを説明（再現・分析等）し、間違った漢字を発見したら関係機関に報告するようにと求めている。（活動天地）

表 2-4 第 6 年級分冊¹⁸⁾ の概要

6 [1] 捍卫人格尊严	《持ち物を取り調べられているイラスト等》友人と行ったスーパーで窃盗を疑われて取り調べられた事例をあげて、消費者には人格の尊厳（人格尊严）を保護（捍卫）される権利（消費者
--------------	--

	<p>权益保护法)のあること、スーパー側の謝罪と名誉回復措置、損害賠償の必要性が説明(再現・分析等)され、その上で、他の不正を疑った場合の適切な対応の在り方を質問している。(活動天地)</p>
6 [2] 我的肖像我做主	<p>《ダンスをする少女が描かれたポスター》 ダンススクールのポスターに無断で写真が使われた児童が、誹謗中傷をうけた事例をもとに、自身の肖像は自身のもの(我的肖像我做主)であり、本人の承諾を得ない肖像の利用は違法であり、起訴可能であることを説明(再現・分析等)し、その上で、写真を撮る際に肖像権を侵害する事例を判断させている。(活動天地)</p>
6 [3] 向家庭暴力说“不”	<p>《父親に手を捻られている場面とそのことを教師に話しているイラスト等》 家庭内暴力(家庭暴力)の被害を受けた児童の相談から、教師が母親に法的救済を説明する(再現・分析等)。その上で、躰や合理的指導と家庭内暴力の違いの確認、家庭内暴力を受けた児童の対応・手段等を問いかけている。(活動天地) ※ 向家庭暴力说“不”(家庭内暴力に「否」という)</p>
6 [4] 警惕性侵犯	<p>《路上で性的暴行(性侵犯)を受けそうになっている女子児童のイラスト等》 事例場面をもとに、未成年に対する性犯罪が増えていること、厳罰化の必要性等が説明され(再現・分析等)、その上で、大声をあげて助けを求めること、被害を受けた場合に警察への申告すること、医療機関を受診すること等、性的被害を防ぐ方法を列挙し、心に留めるように指示している。(活動天地)</p>
6 [5] 维护公共秩序	<p>《子どもたちが勢いよくバスに乗車するイラスト等》 友人とバスに早く乗るゲームをして、混乱の中で一人が転倒しバスに轢かれて病院に運ばれ、致命的な障害を残した。被害者を含めた児童らの責任が問われること、公共秩序の維持(维护)は安全のために不可欠であると説明(再現・分析等)され、その上で、エスカレーターなど、秩序を守るべき場所を列挙し、注意するように指示している。(活動天地)</p>
6 [6] 净化网络空间	<p>《スマホを手にした児童が母親から説諭されているイラスト等》 巨大地震の情報を無批判的にリツイートする情報拡散は、社会にパニックを引き起こす違法行為であること、情報源の人物が逮捕された事実が説明(再現・分析等)され、その上で、伝染病発生や、毒ガスの発生等の偽情報を例示して判断を求めている。(活動天地) ※ 净化网络空间(ネット空間を浄化する)</p>
6 [7] 共同保卫我们的家园	<p>《中华人民共和国環境保護法の冊子の写真等》 企業の工場による異臭の発生、発病、魚の死などの発現を、児童が友人や先生と力を合わせて政府に訴え工場が閉鎖された例をあげて、住民が共同して故郷を護る(共同保卫我们的家园)意義を説明「(再現・分析等)し、その上で、環境汚染を防止する日常の資源保護について考察させている。(活動天地)</p>
6 [8] 保护文物,人人有责	<p>《万里の長城が泣いているイラスト等》 万里の長城の落書き、展覧会でのフラッシュ撮影など、文化財保護の観点からの違法行為、禁止や制限を父親が説明(再現・分析等)し、その上</p>

で、一人一人が文化財を守る責任を持っている(保护文物, 人人有责)と指摘し、禁止事例等を列挙して、対応する法の名称を判断させている。(活動天地)
--

2.3 『法治教育』中学校分冊の概要と特色

中学校にあたる第7年級、第8年級、第9年級の各分冊は、「案例故事」、「法律链接」(参考法令)、「法博士说法」、「提要解惑」(まとめ)、「拓展平台」(発展)から構成されている。

「案例故事」で事例をとりあげ、関係する法令(法律链接)を示すところまでは小学校と同様であるが、「皆さんの意見を聞きましょう」という形で「法博士说法」が設定されているところは、中学校以降の分冊にみえる大きな特徴である。ここで示される論点ごとの意見をもとに、話し合い活動を促す。論点のなかには、裁判の争点をもとにした内容のように説明されている箇所もあり、興味深い。

以下、「案例故事」と「法律链接」を「案例故事等」、「法博士说法」以下「提要解惑」「拓展平台」を含める形で「法博士等」と付記し、各課の副題にある法令名は〈 〉に「中华人民共和国」を略して記載する。

表3 中学校(第7年級、第8年級、第9年級)各分冊の概要

表3-1 第7年級分冊¹⁹⁾の概要

7 [1] 法律为何是我们的保护伞	《英雄少年的證書を持つ少年の後ろに詐欺の縄が描かれたイラスト等》大地震で英雄的活動を評価された少年が詐欺事件を起こした事例(案例故事等)をもとに、過去の功績をもって罪を軽減できるか否か、異なる意見を示して検討させている。その上で、詐欺が多額のため10年以上の懲役刑となったこと等が説明され、法律が「私たちを保護する傘」(我们的保护伞)として機能するための公平性、法治社会、中学生の法治学習の重要性が指摘されている。(法博士说法等)
7 [2] 家不再是避风港, 怎么办? 〈未成年人保护法〉	《泥酔した父親と隣室で泣いている少女のイラスト等》両親が離婚し父親に引きとられた娘が家庭内暴力を受けるなど、子を保護する港にならない家庭(家不再是避风港)となった場合、「どうすれば良いか(怎么办?)」と課題を設定し、異なる意見を示して検討させている。その上で、人民法院により、家庭内暴力が確認され、娘に対する脅迫、暴力、生活の制限を禁じ、養育権を母親に移したことが説明されている。(法博士说法等)
	《少年たちが室内に監禁されている場面のイラスト等》暴行殺人事件に関して不当逮捕・不当手続きを受けた未成年の事例を

7 [3] 这样的审讯少了谁?〈未成年人保护法〉	あげて(案例故事等)、警察官の逮捕・尋問の在り方について、「尋問の際に不在であった必須の人は誰か(这样的审讯少了谁?)」と課題を設定し、異なる意見を示して示して検討させている。その上で、不当な尋問を行った警察官の逮捕、審判撤回の事実が説明されている。(法博士说法等)
7 [4] 学校是否享有知情权?〈未成年人保护法〉	《教室で教師が生徒の机のなかの文書を見ているイラスト等》授業で不在となった生徒の安否を確認するために、教師が鞆をあげて私信をあげた行為(案例故事等)について、学校には情報を知る権限があるか?(学校是否享有知情权?)と課題を設定し、異なる意見を示して検討させている。その上で、未成年はプライバシーの権利を持つが、後見人、学校、教師等が必要不可欠とされた場合、少年の情報を知る権利があることが説明されている。(法博士说法等)
7 [5] “小偷小摸”会受到法律惩罚吗?〈治安管理处罚法〉	《店の前で二人の少年が会話をしているイラスト等》鉛筆や玩具の窃盗は犯罪ではないと考えている少年の事例をあげて(案例故事等)、どの程度の犯罪性を帯びるのか、異なる意見を示して検討させている。その上で、14歳以上の場合、刑の軽減はあるとしても、警察の所管事項になることが説明されている。(法博士说法等)
7 [6] 谎报警情违法吗?〈治安管理处罚法〉	《少年がスマートフォンで事件を通報しているイラスト等》警察官の事件対応に関心を持つ少年が、警察官等に虚偽の情報を伝えた事例(案例故事等)をあげて、違法性や犯罪性に関する異なる意見を示して検討させている。その上で、刑事罰相当の違法行為であるが、14歳であることから、警察が教育的指導を行い、学校と両親に対し、少年への指導と懲戒が命じられたこと等が説明されている(法博士说法等)
7 [7] 这仅仅是“哥们儿义气”吗?〈治安管理处罚法〉	《警察に指示を受ける少年たちのイラスト等》いじめを受けた友人の返しに暴行した少年の事例(案例故事等)をあげて、暴行行為が免罪されるか否か、異なる意見を示して検討させている。その上で、「素朴な仲間意識(哥们儿义气)とはみなされず、18歳未満であるため刑を減じられるものの、警察が教育的指導と罰金、保護者には医療費等の賠償が課せられたこと等が説明されている。(法博士说法等)
7 [8] “到此一游”行为违法吗?〈治安管理处罚法〉	《史跡の柱に落書きをする少年たちのイラスト等》少年たちが、旅行の記念に、寺院の柱に名前などの落書きをしようとした事例(案例故事等)をあげて、このような行為は違法か(行為违法吗?)否か、異なる意見を示して検討させている。その上で、道徳の問題ではなく違法行為であること等が説明されている。(法博士说法等)
7 [9] 离家出走谁负责?〈预防未成年人犯罪法〉	《少女が家出をする様子のイラスト等》9年生の少女が家出し(离家出走)て、ネットで知り合った男子宅に同居し、女子の親が男子の親を誘拐罪で訴えた事例(案例故事等)をあげて、誰が責任を負う事件(谁负责)か、異なる意見を示して検討させている。その上で、誘拐罪ではないが、違法行為であり、警察が対応し、親には厳しく指導し連絡をとるよう指示さされていること等が説明されている。(法博士说法等)

7 [10] 碍于情面的“帮忙”违法吗？〈预防未成年人犯罪法〉	《複数の少年が1人の衣服から財布を略取するイラスト等》友人としての意識から略取行為に加担しよう助（碍于情面的“帮忙”）した事例（案例故事等）をあげて、責任と違法性に関する異なる意見を示して検討させている。その上で、従犯として有期刑となったこと等が説明されている。（法博士说法等）
7 [11] 谁是罪魁祸首？〈预防未成年人犯罪法〉	《少年が年少者気に縛って放火しようとするイラスト等》10歳の少年がTVドラマに感化されて8歳と5歳の少年に火傷をおさせた事件で、加害少年の親がTVディレクターを訴えた事例（案例故事等）をあげて、「誰が中心的に責任を負うべきか」（谁是罪魁祸首？）異なる意見を示して検討させている。その上で、裁判では、親に60%、ディレクターにも15%の賠償が命じられた事等が、説明されている。（法博士说法等）
7 [12] 他还能参加中考〈预防未成年人犯罪法〉	《親が警察と相談しているイラスト等》15歳の少年が家出をして、50元の窃盗で逮捕された事例（案例故事等）をあげて、それでも彼が、間近に迫った高校入試を受験できるかどうか（他还能参加中考吗？）、異なる意見を示して検討させている。その上で、判決では、謝罪の上で、受験を許された事等が説明されている。（法博士说法等）

表 3-2 第 8 年級²⁰⁾ 分冊の概要

8 [1] 法律里面谁最大？〈宪法〉	《收容待遣所（收容所）のイラスト等》身分証不所持の青年が警察に收容所へと連行され、心臓病で移送された病院で暴行を受け、死亡した事例（案例故事等）をあげて、〈城市流浪乞讨人员收容遣送办法〉の違憲性が法学専門家から全国人民代表大会常任委員会に提起され、國務院により改正された事実から、憲法（宪法）の優越性（法律里面最大）が説明されている。（法博士说法等）
8 [2] 他们为什么向宪法宣誓？〈宪法〉	《憲法の冊子に宣誓する行政委員のイラスト等》行政委員が憲法の日（12月4日）に、共産党、人民、憲法に忠誠を尽くす意思表示として、憲法に宣誓する場面（案例故事等）を事例にあげて、宣誓に対する異なる意見を示して検討させている。その上で、共産党であれ人民であれ、憲法（宪法）を超える権限を有しない事等が説明されている。（法博士说法等）
8 [3] 我们享有哪些基本权利和义务？〈宪法〉	《身長計の台に立つ人物の横で手を横に振る採用者のイラスト等》身長を条件に加えた税務署員の募集に対して、法学を専攻する学生が憲法の平等権に反すると指摘した事例（案例故事等）をあげて、異なる意見を示して検討させている。その上で、憲法の保障する平等権に反する措置として採用条件から削除された事等が説明され、あわせて、基本的権利の構成がイラストで示されている。（法博士说法等）
8 [4] 可以放弃接受义务教育吗？〈教育法〉〈义务教育法〉	《政府の人物が子どもたちを保護しようとするイラスト等》義務教育段階の子を学校に通わせようとする親の事例（案例故事等）について、異なる意見を示して検討させている。その上で、教育法と義務教育法〈义务教育法〉により、親は子を学校に通わせる責任がある事等が説明されている。（法博士说法等）

8 [5] 这份合同有效吗?〈民法通则〉	《店員に返品を断られている親子のイラスト等》15歳の子が親に黙ってスマホを購入したため、両親が返品しようとして、販売店から拒否された事例(案例故事等)について、異なる意見を示して検討させている。その上で、子にも財産権があるが、維持費の支払いなど、子の責任範囲を超えていることから、裁判所が店に返金を命じた事等が説明されている。(法博士说法等)
8 [6] 宠物伤人谁负责?〈民法通则〉	《人が犬に襲われているイラスト等》放し飼いのペット(宠物)である大型犬に傷つけられた人の事例(案例故事等)をあげて、北京市内での大型犬に対する規制などをあげて、異なる意見を示して検討させている。その上で、裁判所(法院)が飼い主に賠償を命じた事等が説明されている。(法博士说法等)
8 [7] 谁冒用了我的名字?〈民法通则〉	《友人に身分不正使用を訴えているイラスト等》友人に名前と身分を盗用されていたことから、市民番号を利用できず、卒業証明書を得られなくなって、友人を訴えた事例(案例故事等)をあげて、異なる意見を示して検討させている。その上で、意見交換の形はとらず、姓名権(民法通则 121)の侵害に関する論点を解説し、賠償請求にあたる事例である事等が説明されている。(法博士说法等)
8 [8] 年龄小就没有秘密吗?〈民法通则〉	《子が親に私権を尊重するよう訴えているイラスト等》成績悪化を理由に両親から日記を無断で閲覧されて、叱られた中学生が、親を訴えた事例をあげて、案例故事等)をあげて、異なる意見を示して検討させている。その上で、裁判官は、プライバシーを侵害した親の方法が妥当性欠くことを認め、あわせて円満に調整・解決された事等が説明されている。(法博士说法等)
8 [9] “压岁钱”应该归谁?〈民法通则〉	《春節の紅包(お年玉袋)を親が取りあげようとしているイラスト等》4000元のお年玉(压岁钱)の管理で親と喧嘩になった事例(案例故事等)をあげて、「誰のものか?」(应该归谁?)異なる意見を示して検討させている。その上で、未成年にも所有権が保護されるが、両親の管理は認められ、子の為のみ使用されるべき事等が説明されている。(法博士说法等)
8 [10] 互联网视频也有著作权吗?〈著作权法〉	《デスクトップ及びノートパソコンのイラスト等》ネット上のビデオ(互联网视频)番組を許可なくウェブサイトに公開した事例(案例故事等)をあげて、ウェブサイト運営者の著作権侵犯の有無について、異なる意見を示して検討させている。判決は、運営者側に対して、番組制作者に賠償金を支払うよう命じた事等が説明されている。(法博士说法等)
9 [11] 该找谁赔偿?〈消费者权益保护法〉	《返金を求める男性のイラスト等》家具店が主催する販売活動で、連携するデザイン会社が倒産して顧客に損害を与えた事例(案例故事等)をあげて、既に支払を済ませた人物に対する損害賠償義務は誰にあるか、異なる意見を示して検討させている。その上で、家具店側に詐欺行為は認められないが、予約金の返金を命じられた事等が説明されている。(法博士说法等)
	《横断歩道での自動車事故のイラスト等》夜間、横断歩道の信号が青から赤に変わる中で渡り続け、自動車に衝突された事例

9 [12] 红绿灯前的交通事故只是个意外吗？〈道路交通安全法〉	(案例故事等) をあげて、事故の責任について、異なる意見を示して検討させている。その上で、警察は全責任を運転者に負わせたが、運転者が裁判に訴えた結果、判決では、運転者に対しては70%の責任が判断された事等が説明されている。(法博士说法等)
----------------------------------	---

表 3-3 第 9 年級分冊²¹⁾ の概要

9 [1] 违法就是犯罪吗？〈刑法〉	《兄弟のイラスト等》 拾得物の隠匿や信号無視など、素行の良くなかった兄弟のうち、兄は改心して法を遵守し、弟は争いや暴行、死亡事件を起こした事例(案例故事等)をあげて、各違法(违法)行為は犯罪となるか否か、異なる意見を示して検討させている。その上で、相手を死亡させた事件について、未成年として減刑されたものの、無期懲役刑、政治的権利を生涯剥奪する判断が下された事等が説明されている。(法博士说法等)
9 [2] 写恐吓信的行为能被原谅吗？〈刑法〉	《脅迫文に驚く親子のイラスト等》 個人情報あげて金銭を強要する脅迫文を受け取ったため、脅迫者を警察に通告した事例(案例故事等)をあげ、脅迫文を送る行為(写恐吓信的行为)について、異なる意見を示して検討させている。その上で、有期刑と罰金を科せられる行為だが、脅迫者が未成年で改心していることから、判決は、強要罪(敲诈勒索罪)として罰金が命じられた事等が説明されている。(法博士说法等)
9 [3] 真的是“神不知鬼不觉”吗？〈刑法〉	《パソコンでネットを閲覧しているイラスト等》 生徒が学校のデータベースを不正に閲覧して成績を書き直し、他の生徒の分も書き直して金銭を得た事例(案例故事等)をあげ、「神も知らず鬼も知らず」(神不知鬼不觉)は本当かと問いかけ、異なる意見を示して検討させている。その上で、教師が警察に連絡し、裁判所(人民法院)が、刑法 286 条を適用し、懲役 2 年(執行猶予 3 年)の判断を下した事等が説明されている。(法博士说法等)
9 [4] 他们被冤枉了吗？〈刑法〉	《数人の少年がタクシーを見て話しているイラスト等》 少年らが家出をして、運転手を脅して強奪しようとした実行前に、警察の尋問で拘束された事例(案例故事等)をあげ、犯罪性の有無(他们被冤枉了吗?: 間違いを犯したか)について、異なる意見を示して検討させている。その上で、裁判所の判決は、略奪行為の犯罪準備(犯罪预备)にあたり、18 歳以下であることから、懲役 1 年(執行猶予 2 年)を命じられた事等が説明されている。(法博士说法等)
9 [5] 不打官司能维权吗？〈非诉讼程序法〉	《犬に噛まれた子が親と飼い主に訴えているイラスト等》 他家の飼い犬にかまれた 12 歳の男児に対して、飼い主が噛まれた日の医療費しか支払おうとしない事例(案例故事等)をあげ、解決方法について、異なる意見を示して検討させている。その上で、本時例では、司法に依拠するのではなく(不打官司)、調停(人民调解制度)によって飼い主の責任と費用の支払いが行われた事等が説明されている。(法博士说法等)。
	《人民法院前にいる親子のイラスト等》 体育の時間に起きた衝突で口にけがをした生徒が、当事者双方、学校の意見が一致し

9 [6] 学会打官司〈诉讼法〉	ない状態にある事例(案例故事等)をあげ、被害者が自身の権利を守る方法について、異なる意見を示して検討させている。その上で、民事訴訟の要件を満たしていること、裁判所は、学校の保護・管理義務を認め、加害側70%、学校側30%の賠償責任を課した事等説明されている。(法博士说法等) ※学会打官司(司法を通して争う方法を学ぶ)
9 [7] 非法证据排除〈诉讼法〉	《法廷のイラスト等》麻薬販売で逮捕した未成年に脅迫を用いて自供させた事例(案例故事等)をあげ、強制による証拠(ビデオ・記録)が採用されるか、異なる意見を示して検討させている。その上で、裁判ではこの部分の供述の合法性を認めなかった事等が説明されている。(法博士说法等)
9 [8] 谁来为沱江生态损失买单?〈环境保护法律〉	《工場排水が家庭の水道に流れ込むイラスト等》四川省沱江で起きた化学工場の汚水流出による環境(環境)汚染と断水の事例(案例故事等)をあげ、誰が責任を問われるべきか、異なる意見を示して検討させている。その上で、工場の総支配人、役員が有期刑と罰金を命じられた事等が説明されている。(法博士说法等)
9 [9] 面对雾霾怎么办?〈环境保护法律〉	《工場から噴煙が出ているイラスト等》北京の工場から排出された煤煙によるスモッグ(霧霾)と空気汚染の事例(案例故事等)をあげ、法的責任の有無を検討させている。その上で、排出基準を大きく超える特定の企業に対し、期限内での違法行為を停止と罰金の支払いが命じられた事等が説明されている。(法博士说法等)
9 [10] 抓到了珍稀野生动物怎么办?〈环境保护法律〉	《野生動物と銃をかけた男性のイラスト等》生徒が目撃した男性が、希少野生動物(国家一級保護動物)の鍋鶴(白头鶴)を地元食堂(地餐馆)に売却した事例(案例故事等)をあげ、犯罪が否か、異なる意見を示して検討させている。その上で、男性は警察に連行されて裁判にかけられた事、白头鶴が救出・保護された事等が説明されている。(法博士说法等)
9 [11] 这样的企业能留下来吗?〈环境保护法律〉	《高汚染(高汚染)高エネルギー消費(高耗能)、高水消費(高耗水)と表示されたパソコン画面のイラスト等》高汚染・高耗能・高耗水の企業を北京から移転させた事例(案例故事等)について、政府による措置の理由として、異なる意見を示して検討させている。その上で、補償金や代替措置をもって環境保全を推進している事等が説明されている。(法博士说法等)
9 [12] 建设社会主义法治国家	《中学生が崩壊しそうな家を調査しているイラスト等》旧家が倒壊した事件を中学生グループが調査し、安全性の鑑定について市政府に提言したが採用されず、市人民代表大会に改善を要望した事例(案例故事等)をあげ、中学生にどのような対応が可能か意見を求めている。その上で、市人民委員会は肯定的受け止め市政府も改善に動き始めた事、市民の主体的行動を通じた法治国家の建設が重要性である事等が説明されている。(法博士说法等)。

2.4 『法治教育』高級中学全冊の概要と特色

高校(高級中学)は、中学校段階の構成を踏襲しながら、法の体系に沿って、法治建設篇(法治建設:1,2課)、憲法実施篇(憲法実施:3~6課)、严格執法篇(嚴格執行:7,8)公正司法篇9-10守用法篇11-14网络安全篇(ネットセキュリティ:15,16課)国際法律篇(国際法:17,18課)に分類されている。なや下記表中「高中全冊」の学年番号は、本稿中便宜的に[10]と表記する。

表4 高級中学全冊²²⁾の概要

法治建設篇	
10 [1] 建設中国 特色社会主义 法治体系	《法に基づく最低賃金を要求している場面のイラスト等》大卒の試用期間で給料が低いことから、同僚と法律に基づいて会社と交渉し、規定された給料を獲得した事例(案例故事等)をあげ、中国の特色のある社会主義の法体系構築の意義が説明されている。(法博士说法等)。
10 [2] 建設社会主义 法治国家	《自由貿易実験区と外国企業への法律・法治を徹底させる項目を表記したイラスト等》上海市の自由貿易実験区を事例(案例故事等)としてあげ、法律の許可なしに行わず、法律で禁止されるものではなく、法定の義務は遂行するという3つの確認事項(三张清单)の魅力について意見を求め、その上で、社会主義法治国家建設を急速に推進している事等が説明されている。(法博士说法等)。
憲法実施(憲法実施)篇	
10 [3] 堅持依 宪治国	《憲法の冊子を中心に他の諸法が配置されたイラスト等》裁判所は民事訴訟における通信記録の提供を移動通信事業者に請求し、法に定められた場合を除いて提供できないとする事業者の対応事例(案例故事等)をあげて、どちらが正しいか、異なる意見を示して検討させている。その上で、裁判所といえども、憲法の規定に違反する形のプライバシーの侵犯は許されない事等が説明されている。(法博士说法等)。
10 [4] 堅持依 宪执政	《憲法の冊子のイラスト等》憲法に基づいた政權運営(案例故事等)について、「憲法と政權与党との関係は?」と問い、異なる意見を示して検討させている。その上で、政權与党(共産党)は、根本法としての憲法と法律を堅持(堅持依宪执政)して政治を執行する事等が説明されている。(法博士说法等)。
10 [5] 法律面 前人人平等	《「査」のボードを持つ手のイラスト等》第18回人民代表大会後、多くの官僚が汚職で失職した事例(案例故事等)をあげ、汚職に対する厳格な政策について、複数の意見を示して検討させている。法律の前では誰もが平等(法律面前人人平等)であり、「平等は社会主義法の基本」である事等が説明されている。(法博士说法等)。

10 [6] 権利義務同行	《アパートのベランダにある鳩小屋から羽や糞が飛び散っているイラスト等》 アパートのベランダで飼われた鳩の羽や糞が近所のベランダに落ち、住民が訴えられた事例(案例故事等)をあげ、鳩を飼う権利を主張する飼い主について、異なる意見を示して検討させている。その上で、飼い主は期限内の撤去を命じられた事、権利と義務は併存する(権利義務同行)事等が説明されている。(法博士说法等)
严格执法(嚴格執法)篇	
10 [7] 推進依法行政	《自動車が網で捕えられそうにしているイラスト等》 男性から病気を偽って車で病院に行くよう依頼され、10元を受け取って降ろしたところで、警察官に違法運転とみなされ、罰金を課された事例(案例故事等)をあげ、警察の行為の適否について、異なる意見を示して検討させている。その上で、裁判では運転手が勝訴し、交通警察は公開の場で謝罪した事、「法に基づく行政の推進」(推進依法行政)の重要である事等が説明されている。(法博士说法等)
10 [8] 建設法治政府	《三人乗りで走るバイクと上方向に発砲する警察官のイラスト等》 酒気帯びでバイクを運転する三人の大学生が、検問を無視して走行したため、警察の発砲が大学生にあたり、トラックと衝突して一人が死亡したことから、死亡した学生の両親が警察の職権乱用を主張した事例(案例故事等)をあげ、法的責任を負うべきは誰か、異なる意見を示して検討させている。その上で、逮捕時ではない事から、警察官個人の刑法違反と判断された事等が説明されている。(法博士说法等)。
公正司法篇	
10 [9] 依照程序维权	《破産した会社の社長に滞納賃金の支払いを求める場面のイラスト等》 破産した経営者が従業員の給料を滞納し、法廷は経営者に給料を支払うよう判決を下したが、即日支払うように要求して喧嘩なり従業員が拘置された事例(案例故事等)をあげ、権利を守るための違法行為について意見を求め、異なる意見を示して検討させている。その上で、従業員にも、法の手続きに従って権利を守る(依照程序维权)ことの必要性等が説明されている。(法博士说法等)。
10 [10] 保证公正司法	《事件を報じるニュース画像等》 呼格吉勒图(ホグジルト)氏は公共トイレで女性の死体を発見して殺人者だと判定されて死刑判決となり執行された。しかし9年後真犯人が捕まり、死刑の18年後に無罪判決が下された。この事例(案例故事等)をあげ、事件の原因を問い、意見を示して検討させている。その上で、公正な司法を保障する(保证公正司法)ことの重要性等が説明されている。(法博士说法等)。
守法用法篇	
10 [11] 保障人身权利	《暴行の場面と「拒絶高園暴力」と書かれた腕のイラスト等》 高校1年の生徒が宿舎生をナイフで刺し、重傷と軽傷を負わせた事例(案例故事等)をあげ、異なる意見を示して検討させている。その上で、ナイフで人を刺した行為に対し、懲役と賠償

	を命じた判決等が説明されている。(法博士说法等)
10 [12] 维护财产制度	《カメラを巡る言い争いの場面のイラスト等》高級カメラを知人に預けたところ、知人が他人に売り渡し、さらにその人物もカメラで借金した事例(案例故事等)をあげ、誰の所有になるか、異なる意見を示して検討させている。その上で、善意の第三者の購入は正常な商行為であり、最初に預かった人は同じカメラを返すことを命じる判決が下された事、「財産制度を維持する」重要性等が説明されている。(法博士说法等)
10 [13] 依法就业经营	《ドリルで書類に穴をあけているイラスト等》競合する会社が、他社の責任者をスカウトし、業績で他社を超えたため、引き抜かれた会社が相手会社と責任者を裁判所に訴えた事例(案例故事等)をあげ、異なる意見を示して検討させている。その上で、裁判では、引き抜いた会社と責任者の法的責任が認められ、法律に則った経営(依法就业经营)の重要性等が説明されている。(法博士说法等)
10 [14] 签订合同有学问	《家族が旅行会社と交渉しているイラスト等》家族でタイなど三か国の旅行を契約したが、実際に旅行した際に契約書の内容と大きく違っていたため、旅行会社に賠償を求めた事例(案例故事等)をあげ、契約した会社に賠償責任を問えるかどうか、異なる意見を示して検討させている。その上で、判決では、既に実行された旅行であることから、全額の賠償を認めない判断が下された事等が説明されている。(法博士说法等)。
网络(ネット)安全篇	
10 [15] 网络畅游谨言慎行	《パソコンからプライバシーを破壊されているイラスト等》高校2年生の生徒が他校の生徒(中国では学生)と喧嘩し、ネット上である人に電話番号を教えたために、名前、電話、住所、成績、写真、ビデオなどがネット上に拡散されてしまった事例(案例故事等)をあげ、プライバシーの侵害にあたるか否か、異なる意見を示して検討させている。その上で、刑法犯罪には該当しないが、民事事件として情報の削除と謝罪が必要である事、ネットを介した言動に慎重であるべき事(网络畅游谨言慎行)等が説明されている。(法博士说法等)
10 [16] 防止网络诈骗	《友人に相談しているイラスト等》ネット詐欺(网络诈骗)の増加にともない、生徒も、ネットゲームを介した被害にあっていいる事実(案例故事等)をあげて、詐欺罪を構成するか、異なる意見を示して検討させている。その上で、裁判例からは、被害額1万元程度から詐欺罪とて扱われる事、ネット詐欺に注意する必要のある事等が説明されている。(法博士说法等)
国际法律篇(国際法)	
10 [17] 认识国际公法	《国際手配犯人の送還を伝えるニュース写真等》密輸案件の主犯者が海外(カナダ)へ逃亡し、12年目にカナダ警察の手で留置所に入り、その後中国へ送還された事例(案例故事等)をあげ、12年を経た逮捕について、異なる意見を示して検討させている。その上で、刑事司法援助条約や追放条約等の締結状況、国際的な連携の重要性等が説明されている。(法博士说法等)。

<p>10 [18] 探秘国際私法</p>	<p>《二人が握手をしているイラスト等》 海外に暮らす中国国籍の未成年が夏休みに帰国し、中国のパソコン会社と購入契約をした後、海外では21歳以下に民事能力が無いと見做されている事からキャンセルを申し出、契約の無効だと主張した事例（案例故事等）をあげ、異なる意見を示して検討させている。その上で、契約署名行為が中国で行われている以上、中国の法律が適用された民事行為と見なされるべきで、契約は有効となる事等が説明されている。（法博士说法等）。</p>
-----------------------	---

3. 『法治教育』の先駆性

副読本『法治教育』について、前節の各表に示した概要をもとに、その先駆的特色を整理してみたい。

先駆性の第一は、法規範学習の徹底である。前述概要表からもわかるが、副読本『法治教育』は、第1年級（小学校1年生）から高級中学全冊までの合計10冊、主題（課）数では、小学校6分冊37課、中学校3分冊36課、高校全冊18課、総計91課のほとんどにおいて、具体的な事例あるいは事実から学習課題を設定した上で、法規または判例をもとに、違法性、犯罪性、不法性等を指摘し、規範や行為の正当性（妥当性）あるいは不当性（非妥当性）に関する説明を加えている。このような具体的課題あるいは事例が示されていないのは、「3 [1] 我是懂法、守法的小公民」、「8 [2] 他们为什么向宪法宣誓」等、いずれも導入に位置づく概説的内容に限定した課に限られる。ほぼすべての課が、事例と法規・判例に基づく行為規範の説明となっている。『法治教育』の、まづもつての先駆性と言えよう。

第二は、中学校と高校段階における「法博士说法」の設定である。課ごとに示された主題・事例の解決にあたり、異なる意見や判断をあげての、複数の児童生徒による意見交換の様子が、イラストをまじえて例示されている。この点もまた、法の適用、裁判の判決をふまえた選択肢が用意されている点とあわせて、先駆的特色といえる。

第三は、当事者性の重視である。小中学校段階では、前述3 [1] と8

[2]を除いた71課の多くが、事例・事件の実質的当事者に、児童生徒あるいは該当する年齢層を直接の当事者として登場させている。児童生徒が当事者でない内容を主題とする課は、児童生徒との関係が間接的であるものを含め、「4 [1] 个人信用不能丢」、「4 [2] 文明不是小事」、「4 [7] 公交车上的侵权风波」、「4 [8] 保护野生动物」、「5 [8] 使用规范汉字」、「6 [7] 共同保卫我们的家园」、「6 [8] 保护文物，人人有责」、「7 [1] 法律为何是我们的保护伞」、「8 [3] 我们享有哪些基本权利和义务?」、「8 [11] 该找谁赔偿?」、「8 [12] 红绿灯前的交通事故只是个意外吗?」、「9 [1] 违法就是犯罪吗?」、「9 [8] 谁来为沱江生态损失买单?」、「9 [9] 面对雾霾怎么办?」、「9 [10] 抓到了珍稀野生动物怎么办?」、「9 [11] 这样的企业能留下来吗?」など16課を確認することができるが、これらを除く、71課中55課は、学習者と同年齢の児童生徒が直接の当事者に設定されている。児童生徒の生活に直接関わる学習として「法治」の課、主題を設定している点は、日本においても類をみない、先駆性の一つといえる。

なお、高校では、全冊18課のうち、「10 [11] 保障人身权利」、「10 [15] 网络畅游谨言慎行」、「10 [16] 防止网络诈骗」、「10 [18] 探秘国际私法」のみが、高校生を当事者とする事例となっている。高校段階の内容、課(主題)が、憲法と法の体系と構造の理解に沿った事例となっていることが、影響しているものと思われる。

第四は、「権利の保障」に関わる法の適用、司法判断の適用が、児童生徒を当事者とした身近な場面と事例を通して、具体的かつ詳細に設定されている点である。『法治教育』には、家庭における私権・プライバシーの侵害を扱った、「4 [6] 未成年人有通信自由权吗」、「8 [8] 年龄小就没有秘密吗?」、「8 [9] “压岁钱”应该归谁?」、また、学校における私権の保障を考えさせる「7 [4] 学校是否享有知情权?」、障害のある児童の入学する権利を扱った「3 [4] 我有上学的权利」、学校で起きた事故の過失責任を扱った「9 [6] 学会打官司」など、学校や家庭における児童生徒の私権・プライバシーに関わる事例などを数多く確認することができる。

第五は、人権侵害による被害を想定した、被害の抑止と救済に関する主題を確認できる点である。いじめ行為、児童虐待、性犯罪等の是非については、日本の教科書等においても確認することができるが、被害の救済や権利の回復を直接かつ丁寧に取り扱った教科書等は、いまだ提供されていない。

たとえば、学校における「いじめ」行為の被害救済を主題とする課では、[5] [6] 向校园欺凌说“不”などのように、被害の差し止め、救済、防止を具体的に論じる設定が、なされている。

また、児童虐待についても、「[4] [3] 抚养权的纠纷」では、養育を放棄されたネグレクトの様子が、「[6] [3] 向家庭暴力说“不”」の、父親に手を捻られている小学生、「[7] [2] 家不再是避风港，怎么办？」の、父親から暴力を受けて泣いている女子中学生など、リアルな身体的虐待の場面が、そして「[8] [4] 可以放弃接受义务教育吗？」には、政府が、子を学校に通わせようとしない親から子を保護する仕組みなど、被害の救済と権利保障について、自身の問題として考察する学習が、数多く設定されている。

ほかにも、小学校低学年に設定された「[2] [4] 安全密码心中记」では、見知らぬ男性から声をかけられる危険性が想定され、さらに、「[6] [4] 警惕性侵犯」では、路地裏で性的暴行（性侵犯）を受けそうになっている女子児童の姿が、描かれている。

以上、現在の日本の教科書にはみられない、実際的で実践的な権利保障、被害救済の学習プロセスを、『法治教育』の随所に、確認することができる。

4. 結語

『法治教育』は、「法規範学習の徹底」、「参加型学習の設定（法博士説法）」、「当事者性の重視」、「権利の保障」、「被害の抑止と救済」の諸点にわたり、中国、あるいは日本において類のない先駆性を持った教材という

ことができる。

政権与党でさえ「憲法と法律を堅持して政治を執行する」(「10 [4] 堅持依宪执政」と説明する反面、政権与党の権威と権力を根本的に見直す主題が見当たらないことなど、課題とする諸点を数えることはできる。しかしそれでもなお、沈曉敏(2017, 2000)が指摘するように、市民教育の教材としての意義と可能性は、日本の市民教育の現状からみても、決して少なくないものと思われる。

謝辞

共同研究者である沈曉敏氏(華東師範大学)の資料提供と貴重な示唆が無ければ、本稿の執筆はできなかった。ここに謝意を表したい。

『法治教育』(2015)の翻訳は、2017年に上越教育大学大学院生であった、王佳穎(現:兵庫教育大学連合学校教育研究科博士課程)、趙嘉鈺、金銘の各氏から助力を得た。その後、記述内容を再確認・修正したが、彼らの寄与が無ければ本稿の検討は不可能であった。あらためて謝意を表したい。

註

- 1) 日本におけるLaw-Related Education研究としては、江口勇治(1998)「社会科50年とこれからの教育改革」『社会科教育研究』79, 32-39、江口勇治(2001)「法教育の理論 日本型法教育の素描」『法教育の可能性』現代人文社, 14~22等をあげることができる。近年では、橋本康弘ほか(2020)『日本の高校生に対する法教育改革の方向性』風間書房。中平一義(2020)『法教育の理論と実践』現代人文社等が刊行されている。
- 2) 法務省(2003)に設置。報告書(2004)『我が国における法教育の普及・発展を目指して』が公開され、法務省法教育研究会(2005)『はじめての法教育—我が国における法教育の普及・発展を目指して』(ぎょうせい)が刊行されている。
- 3) 沈曉敏(2017)「中国における社会科の動向:小学校における『品德と社会』から『道德と法治』への変更を中心に」『社会科教育研究』131, 89-99。
- 4) 沈曉敏(2020)「義務教育段階における法治教育カリキュラムの編成」『東アジア

- アにおける法規範教育の構築』風間書房, 113-129。
- 5) 同人民網日本語版(2014.10.30)。
 - 6) 沈曉敏(2020), 115-116。
 - 7) 上藺恒太郎(2019)「中華人民共和国の道德教科書における生命尊重」日本道德教育学会第94回秋季大会, 広島大学2019.11.10, 自由研究発表報告資料, 1-35。
 - 8) 蜂須賀・王佳穎(2020)「副読本『法治読本』の特色と課題」『東アジアにおける法規範教育の構築』風間書房, 163-183。
 - 9) 梅野正信・采女博文(2001)『実践いじめ授業』エイデル研究所、梅野正信(2002)『いじめ判決文で創る新しい人権学習』明治図書、梅野正信(2006)『裁判判決で学ぶ日本の人権』明石書店、梅野正信(2015)『教育管理職のための法常識講座』上越教育大学出版会。
 - 10) 福田喜彦(2008)「判決書教材に基づく市民性育成教育の授業内容開発の実践的研究—セクシャルハラスメント事件の授業実践をもとに—」『学校教育研究』23, 174-185。
 - 11) 新福悦郎(2018)『いじめ問題関係判決書の教材開発といじめ授業—構成要素を中心に—』専修大学出版局。
 - 12) 蜂須賀洋一(2006)「法規範学習としての生徒指導の在り方に関する実践的研究」『学校教育研究』21, 217-228。蜂須賀洋一(2009)「法規範学習を通じた生徒指導の可能性と課題」『学校教育研究』24, 186-199、蜂須賀洋一(2012)「学校教育における法規範意識の育成に関する研究」『学校教育研究』27, 146-158。蜂須賀洋一(2016)「学校事故に関する判例教材を活用した生徒指導の実践的研究」『生徒指導学研究』15, 103-113。
 - 13) 『中小学社会主义法治教育丛书 法治教育一年级』人民教育出版社课程教材研究所・综合文科课程(課程教材研究所・综合文科課程教材研究開発センター, 2015, 分册主編:方麗敏, 全23頁。
 - 14) 『法治教育二年级』分册主編:方麗敏, 全23頁。
 - 15) 『法治教育三年级』分册主編:胡春娜, 全21頁。
 - 16) 『法治教育四年级』分册主編:顧瑾玉, 全33頁。
 - 17) 『法治教育五年级』分册主編:王世光, 全33頁。
 - 18) 『法制教育六年级』分册主編:朱启濤, 全33頁。
 - 19) 『法治教育七年级』分册主編:蔣凤任, 全78頁。
 - 20) 『法治教育八年级』分册主編:陈英闰, 全78頁。
 - 21) 『法治教育九年级』分册主編:康利余, 全90頁。
 - 22) 『法治教育高中全一册』责任编辑:张广宇, 全120頁。